＜所定疾患施設療養費（Ⅰ）・（Ⅱ）について＞

※　所定疾患療養費（Ⅱ）については、令和2年1月実績より算定開始

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

1.　所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。

・ 肺炎　　・ 尿路感染症　　・ 帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする者に限る）

※ 入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。

※ 同一の入所者について１月に１回、連続する７日を限度として算定する。

※ 緊急時施設療養費を算定した日は算定しない。

2.　診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。

3.　請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。

4.　当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。

公表に当たっ ては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により毎年度の当該加算の算定状況を報告すること。

5. 介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する研修を受講していること。　※所定疾患療養費（Ⅱ）のみ要件

【平成30年度】

算定療養費：所定疾患療養費（Ⅰ）

算定月			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計数	月平均
	延べ算定人数		3	1	1	0	1	0	2	0	1	1	1	1	12	1.0
	延べ算定日数		13	5	1	0	7	0	13	0	7	7	1	7	61	5.1
詳細	肺炎	算定人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		算定日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	尿路感染	算定人数	3	1	1	0	1	0	2	0	1	1	1	1	12	1.0
		算定日数	13	5	1	0	7	0	13	0	7	7	1	7	61	5.1
	帯状疱疹	算定人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		算定日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【令和１年度】

算定療養費：所定疾患療養費（Ⅰ）４月～１２月　所定疾患療養費（Ⅱ）１月～

算定月			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計数	月平均
	延べ算定人数		2	2	2	1	3	3	1	2	1	6	6	4	33	2.8
	延べ算定日数		10	12	9	7	11	17	7	10	6	35	40	18	182	15.2
詳細	肺炎	算定人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	1	7	0.6
		算定日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	19	2	42	3.5
	尿路感染	算定人数	2	2	2	1	3	3	1	2	1	3	3	3	26	2.2
		算定日数	10	12	9	7	11	17	7	10	6	14	21	16	140	11.7
	帯状疱疹	算定人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		算定日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0